

音響式信号機の運用時間の見直しについて

三重県警察では、視覚障害者の方が安全に信号交差点を横断できるように、歩行者用の信号が赤色から青色に変わったことを知らせる「ピヨピヨ」、「カッコー」と音の鳴る信号機の整備を進めてまいりましたが、夜間や早朝の時間帯では、音が鳴らない交差点もありました。

全国では、視覚障害者の方が音が鳴らない時間帯に信号交差点を横断して、車と衝突する痛ましい交通事故も発生しています。

このたび、三重県警察では、視覚障害者の方の利便性や道路交通の安全の向上を目指して、音響信号機の運用時間の見直しを行いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

1 現状（令和2年中）

三重県の信号機は3,249か所に設置され、うち300か所で音響式信号機が運用されております。運用時間や音量は、視覚障害者の方の通行状況や周辺の住環境等を検討して、30か所で24時間運用を行っています。

2 運用時間の見直し内容

令和3年1月から下記のとおり運用時間を見直します。

運用時間	対象箇所数	構成率
24時間	116	38.7%
5時～24時	70	23.3%
7時～22時	89	29.7%
その他	25	8.3%
合計	300	100.0%

